

資料編



吉備信用金庫

KIBI SHINKIN BANK
DISCLOS

UNPRE 2025

財務諸表	Ⅱ-2
主な業務の状況を示す指標	Ⅱ-11
預金に関する指標	Ⅱ-13
貸出金等に関する指標	Ⅱ-13
有価証券に関する指標	Ⅱ-16
貸倒引当金に関する指標	Ⅱ-19
貸出金償却に関する指標	Ⅱ-19
報酬体系	Ⅱ-19
自己資本の充実の状況	Ⅱ-20

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

	2023年度 (2024年3月31日)	2024年度 (2025年3月31日)		2023年度 (2024年3月31日)	2024年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,341	1,315	預金	185,159	182,682
預け金	54,355	51,123	当座預金	2,165	2,094
金銭の信託	526	521	普通預金	103,700	104,953
有価証券	70,464	68,439	貯蓄預金	1,132	1,050
国債	14,026	14,442	通知預金	—	—
地方債	11,227	7,815	定期預金	74,234	70,840
社債	29,411	30,167	定期積金	3,247	2,818
株式	107	107	その他の預金	679	925
その他の証券	15,691	15,906	借入金	749	682
貸出金	64,608	64,622	借入金	749	682
割引手形	87	91	その他負債	328	343
手形貸付	1,898	2,079	未決済為替借	43	35
証書貸付	60,319	60,186	未払費用	71	97
当座貸越	2,302	2,265	給付補填備金	1	1
その他の資産	1,266	1,280	未払法人税等	33	29
未決済為替貸	45	41	前受収益	8	10
信金中金出資金	964	964	払戻未済金	1	0
前払費用	10	10	払戻未済持分	—	0
未収収益	218	237	職員預り金	113	101
その他の資産	27	26	リース債務	13	7
有形固定資産	1,395	1,316	資産除去債務	3	3
建物	512	476	その他の負債	37	55
土地	736	711	賞与引当金	64	63
リース資産	13	7	役員退職慰労引当金	46	52
建設仮勘定	1	—	偶発損失引当金	3	3
その他の有形固定資産	130	120	再評価に係る繰延税金負債	48	43
無形固定資産	14	15	債務保証	335	315
ソフトウェア	12	11	負債の部合計	186,735	184,185
その他の無形固定資産	1	4	(純資産の部)		
前払年金費用	136	175	出資金	252	264
繰延税金資産	247	217	普通出資金	252	264
債務保証見返	335	315	利益剰余金	8,961	9,173
貸倒引当金	△ 1,174	△ 1,127	利益準備金	252	252
(うち個別貸倒引当金)	(△1,073)	(△1,063)	その他利益剰余金	8,708	8,920
			特別積立金	7,402	7,452
			(経営体質強化積立金)	(1,790)	(1,840)
			当期末処分剰余金	1,305	1,468
			処分未済持分	—	△0
			会員勘定合計	9,213	9,437
			その他有価証券評価差額金	△ 2,478	△ 5,436
			土地再評価差額金	47	29
			評価・換算差額等合計	△ 2,431	△ 5,406
			純資産の部合計	6,782	4,030
資産の部合計	193,517	188,216	負債及び純資産の部合計	193,517	188,216

地域ととも

事業のご報告

経営体制

事業・サービスのご案内

資料編

経営管理態勢

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年～39年
その他	3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権（3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）がある債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。数理計算上の差異は各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を翌事業年度から損益処理しております。

なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 0.1267%（2024年3月分）

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 134,623 百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 21 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。債務保証手数料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,127 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、昨今のエネルギー、原材料調達コストの上昇に伴う企業を取り巻く経営環境の不確実性は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 183 百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,665 百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

	(単位:百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	533
危険債権額	2,426
三月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	44
合計額	3,004

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 91 百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	4,791 百万円
預け金	1,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	311 百万円
借入金	682 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として預け金 3,604 百万円を差し入れております。

19. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線加算等）合理的な調整を行って算出しております。

同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △120 百万円

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 50 百万円であります。

21. 出資 1 口当たりの純資産額 15,235 円 50 銭

22. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣を含めたりスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によるモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用管理規程に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 5 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は5,894百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	51,123	50,793	△ 330
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	250	247	△ 2
その他有価証券	68,078	68,078	—
(3)金銭の信託	521	521	—
(4)貸出金（*1）	64,622		
貸倒引当金（*2）	△ 1,102		
	63,520	62,790	△ 729
金融資産計	183,493	182,431	△ 1,062
(1)預金積金（*1）	182,682	182,176	△ 505
(2)借入金（*1）	682	606	△ 76
金融負債計	183,364	182,782	△ 582

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項に関しては、24.～26.に記載しております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金はすべて固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	107
信金中金出資金 (*1)	964
その他の出資金 (*1)	1
組合出資金 (*2)	3
合 計	1,076

(*1) 非上場株式、信金中金出資金及びその他の出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	24,523	24,600	1,000	1,000
有価証券				
満期保有目的の債券	-	50	200	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	6,242	15,409	24,305	23,100
貸出金 (*2)	10,237	16,653	12,984	24,746
合 計	41,002	56,712	38,489	48,846

(*1) 預け金のうち、満期のないものは「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	163,231	19,047	307	95
借入金	66	267	333	15
合 計	163,297	19,314	640	110

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	100	100	0
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	100	97	△ 2
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	50	49	△ 0
	そ の 他	-	-	-
	小 計	150	147	△ 2
合 計		250	247	△ 2

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	2,992	2,987	5
	国 債	515	512	2
	地方債	1,060	1,059	0
	社 債	1,417	1,414	2
	その他	3,734	3,558	175
	小 計	6,727	6,546	180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	49,182	53,710	△ 4,528
	国 債	13,927	16,119	△ 2,191
	地方債	6,555	7,030	△ 474
	社 債	28,699	30,561	△ 1,861
	その他	12,167	13,412	△ 1,244
	小 計	61,350	67,123	△ 5,772
合 計		68,078	73,669	△ 5,591

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	-	-	-
債 券	199	-	100
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国債券	199	-	100
その他	845	11	48
合 計	1,045	11	149

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価の取得価額に対する下落率が50%以上の場合、または、下落率が30%以上50%未満かつ時価の回復可能性が認められない場合であります。

27. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	521	12

28. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,404百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,370百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	223
役員退職慰労引当金	14
賞与引当金	17
減価償却損金算入超過額	9
その他有価証券評価差額金	1,590
その他	94
繰延税金資産小計	1,951
評価性引当額	△ 1,679
繰延税金資産合計	271
繰延税金負債	
前払年金費用	49
固定資産圧縮積立額	4
繰延税金負債合計	54
繰延税金資産の純額	217

（注1）評価性引当額が888百万円増加しております。この増加の主な内容は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1百万円増加し、その他有価証券評価差額金は3百万円減少し、法人税等調整額は1百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は1百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
経常収益	1,910,182	1,986,132
資金運用収益	1,608,822	1,737,038
貸出金利息	916,006	960,324
預け金利息	78,321	138,981
有価証券利息配当金	597,257	620,461
その他の受入利息	17,238	17,270
役員取引等収益	183,491	208,261
受入為替手数料	58,701	63,793
その他の役員収益	124,790	144,468
その他業務収益	25,111	7,434
国債等債券売却益	500	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	24,611	7,434
その他経常収益	92,756	33,398
貸倒引当金戻入益	74,665	20,804
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	7	219
金銭の信託運用益	16,499	12,322
その他の経常収益	1,584	52
経常費用	1,598,001	1,716,334
資金調達費用	17,722	104,261
預金利息	15,518	102,230
給付補填備金繰入額	527	499
借入金利息	1,083	987
その他の支払利息	593	544
役員取引等費用	156,599	171,835
支払為替手数料	17,980	21,729
その他の役員費用	138,619	150,105
その他業務費用	115,002	150,786
国債等債券売却損	31,939	100,500
国債等債券償還損	80,260	48,820
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,803	1,466
経常費	1,305,864	1,283,290
人件費	840,790	812,266
物件費	420,127	427,721
税金	44,945	43,302
その他経常費用	2,812	6,160
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	27	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	20	20
その他の経常費用	2,764	6,140
経常利益	312,180	269,797
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	3,097	30,699
固定資産処分損	1,097	120
減損損失	—	30,578
その他の特別損失	2,000	0
税引前当期純利益	309,082	239,098
法人税、住民税及び事業税	51,182	50,719
法人税等調整額	3,855	△ 14,776
法人税等合計	55,038	35,942
当期純利益	254,044	203,155
繰越金(当期首残高)	1,051,953	1,248,846
土地再評価差額金取崩額	—	16,356
当期末処分剰余金	1,305,997	1,468,358

(注記事項)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 791円28銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産の内訳

場 所	用 途	種 類	減損損失額
岡山県岡山市	営業用店舗	土地	16,639千円
岡山県岡山市	営業用店舗	建物	3,662千円
岡山県総社市	営業用店舗	土地	5,970千円
岡山県総社市	営業用店舗	建物	1,857千円
岡山県倉敷市	営業用店舗	土地	2,448千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記営業用店舗は、それぞれ他店舗との段階的な統合を計画しており、統合後は遊休資産となること、遊休資産化後に具体的な利用計画は無いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失 30,578千円を計上しております。

(3) 回収可能価額の算定

資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当期末処分剰余金	1,305,997,598	1,468,358,417
積立金取崩額	0	121,169
(土地圧縮積立金取崩額)	0	121,169
利益準備金限度超過取崩額	423,000	0
剰余金処分額	57,574,429	59,782,406
利益準備金	0	12,082,000
普通出資に対する配当金	7,574,429	7,700,406
特別積立金	50,000,000	40,000,000
(経営体質強化積立金)	50,000,000	40,000,000
繰越金(当期末残高)	1,248,846,169	1,408,697,180

財務諸表の適正性等の確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月27日

吉備信用金庫

理事長 清水宏之

会計監査人による監査

2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の財務諸表に基づき様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

主な業務の状況を示す指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

区分	期別	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益		1,865,069 千円	1,835,584	1,830,155	1,910,182	1,986,132
経常利益		75,616 千円	281,004	292,694	312,180	269,797
当期純利益		54,457 千円	222,884	212,545	254,044	203,155
出資総額		251 百万円	252	252	252	264
出資総口数		251,038 口	252,899	252,912	252,489	264,571
純資産額		9,118 百万円	8,620	7,184	6,782	4,030
総資産額		197,046 百万円	200,413	192,413	193,517	188,216
預金積金残高		182,202 百万円	186,028	183,548	185,159	182,682
貸出金残高		65,579 百万円	64,326	63,493	64,608	64,622
有価証券残高		70,821 百万円	74,362	72,477	70,464	68,439
単体自己資本比率		11.81%	12.19	12.51	13.07	14.38
出資に対する配当金（出資1口当たり）		30 円	30	30	30	30
役員数		12 人	12	12	11	11
うち常勤役員数		5 人	6	6	6	6
職員数		126 人	122	128	126	125
会員数		9,395 人	9,292	9,182	9,055	9,353

業務粗利益

(単位：千円)

区分	期別	2023年度	2024年度
資金運用収支		1,591,100	1,633,026
資金運用収益		1,608,822	1,737,038
資金調達費用		17,722	104,011
役務取引等収支		26,891	36,425
役務取引等収益		183,491	208,261
役務取引等費用		156,599	171,835
その他の業務収支		△ 89,891	△ 143,351
その他の業務収益		25,111	7,434
その他の業務費用		115,002	150,786
業務粗利益		1,528,101	1,526,100
業務粗利益率		0.78%	0.78%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2023年度一千万円、2024年度250千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：千円)

区分	期別	2023年度	2024年度
業務純益		205,591	208,329
実質業務純益		205,591	208,329
コア業務純益		317,290	357,649
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		306,660	346,269

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（また取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

区分	期別	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定		194,482	193,630	1,608,822	1,737,038	0.82	0.89
うち貸出金		64,042	64,849	916,006	960,324	1.43	1.48
うち預け金		55,174	54,234	78,321	138,981	0.14	0.25
うち商品有価証券		—	—	—	—	—	—
うち有価証券		74,558	73,581	597,257	620,461	0.80	0.84
資金調達勘定		187,134	185,995	17,722	104,261	0.00	0.05
うち預金積金		186,745	185,682	16,045	102,729	0.00	0.05
うち譲渡性預金		—	—	—	—	—	—
うち借入金		770	703	1,083	987	0.14	0.14

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2023年度71百万円、2024年度72百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2023年度500百万円、2024年度500百万円）及び利息（2023年度一千円、2023年度250千円）を、それぞれ控除して表示しております。

利 鞘

(単位：％)

区分	期別	2023年度	2024年度
資金運用利回り		0.82	0.89
資金調達原価率		0.71	0.76
総資金利鞘		0.11	0.13

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

区分	期別	2023年度			2024年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息		△ 31,062	60,787	29,724	△ 6,984	135,199	128,215
うち貸出金		7,155	413	7,569	11,550	32,767	44,318
うち預け金		△ 2,584	22,439	19,855	△ 1,316	61,976	60,660
うち商品有価証券		—	—	—	—	—	—
うち有価証券		△ 14,274	16,574	2,299	△ 7,818	31,022	23,204
支払利息		△ 397	△ 1,960	△ 2,358	0	86,539	86,539
うち預金積金		—	△ 2,279	△ 2,279	0	86,684	86,684
うち譲渡性預金		—	—	—	—	—	—
うち借入金		△ 702	611	△ 90	△ 93	△ 2	△ 96

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因としております。

利益率

(単位：％)

区分	期別	2023年度	2024年度
総資産経常利益率		0.15	0.13
総資産当期純利益率		0.12	0.10

(注) 総資産経常利益率(当期純利益率) = $\frac{\text{経常利益(当期純利益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
流動性預金		106,600	108,705
うち有利利息預金		101,959	103,746
定期性預金		79,718	76,504
うち固定金利定期預金		76,142	73,437
うち変動金利定期預金		22	24
その他		427	472
計		186,745	185,682
譲渡性預金		—	—
合計		186,745	185,682

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
定期預金		74,234	70,840
固定金利定期預金		74,213	70,814
変動金利定期預金		21	26
その他		—	—

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
手形貸付		1,815	2,111
証書貸付		60,106	60,421
当座貸越		1,999	2,214
割引手形		121	102
合計		64,042	64,849

貸出金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
貸出金		64,608	64,622
うち変動金利		39,931	40,261
うち固定金利		24,676	24,361

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
当金庫預金積金		268	268
有価証券		—	—
動産		—	—
不動産		20,271	19,377
その他		—	—
計		20,540	19,646
信用保証協会・信用保険		16,756	16,667
保証		4,139	3,961
信用		23,171	24,346
合計		64,608	64,622

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
当金庫預金積金		—	—
有価証券		—	—
動産		—	—
不動産		134	130
その他		—	—
計		134	130
信用保証協会・信用保険		—	—
保証		81	69
信用		119	165
合計		335	365

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度		2024年度	
		貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設備資金		34,867	53.96	34,997	54.15
運転資金		29,740	46.03	29,625	45.84
合計		64,608	100.00	64,622	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度			2024年度		
		貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)
製造業		89	2,636	4.07	88	2,555	3.95
農業、林業		10	39	0.06	9	33	0.05
漁業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		2	236	0.36	2	294	0.45
建設業		194	3,427	5.30	203	3,873	5.99
電気・ガス・熱供給・水道業		13	590	0.91	13	524	0.81
情報通信業		1	0	0.00	2	6	0.00
運輸業、郵便業		19	539	0.83	19	528	0.81
卸売業、小売業		139	2,654	4.10	141	2,676	4.14
金融業、保険業		11	8,056	12.46	13	8,064	12.47
不動産業		212	12,725	19.69	203	13,076	20.23
物品賃貸業		2	148	0.22	2	156	0.24
学術研究、専門・技術サービス業		7	238	0.36	5	206	0.31
宿泊業		—	—	—	—	—	—
飲食業		55	563	0.87	54	515	0.79
生活関連サービス業、娯楽業		38	605	0.93	34	271	0.41
教育、学習支援業		12	90	0.13	12	82	0.12
医療、福祉		40	2,046	3.16	42	2,122	3.28
その他のサービス		115	1,643	2.54	120	1,743	2.69
小計		959	36,245	56.09	962	36,732	56.84
地方公共団体		3	7,535	11.66	3	6,999	10.83
個人		3,784	20,826	32.23	3,716	20,889	32.32
合計		4,746	64,608	100.00	4,681	64,622	100.00

預貸率

(単位：%)

区分	期別	2023年度	2024年度
期末預貸率		34.89%	35.37%
期中平均預貸率		34.29%	34.92%

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	498	498	151	346	100.00%	100.00%
	2024年度	533	533	194	339	100.00%	100.00%
危険債権	2023年度	2,346	2,346	1,631	714	100.00%	100.00%
	2024年度	2,426	2,426	1,715	711	100.00%	100.00%
要管理債権	2023年度	77	45	44	1	58.44%	3.03%
	2024年度	44	33	30	3	75.00%	21.42%
三月以上延滞債権	2023年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
	2024年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
貸出条件緩和債権	2023年度	77	45	44	1	58.44%	3.03%
	2024年度	44	33	30	3	75.00%	21.42%
小計 (A)	2023年度	2,922	2,890	1,827	1,062	98.90%	96.98%
	2024年度	3,004	2,993	1,939	1,053	99.63%	98.87%
正常債権 (B)	2023年度	62,088					
	2024年度	62,040					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	65,010					
	2024年度	65,045					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2023年度	—	206	—	1,138	2,924	9,757	—	14,026
	2024年度	202	—	313	1,709	3,391	8,825	—	14,442
地 方 債	2023年度	4,201	3,292	—	—	2,403	1,329	—	11,227
	2024年度	2,878	394	—	—	3,333	1,208	—	7,815
短 期 社 債	2023年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2023年度	2,093	3,497	2,965	6,846	8,283	5,724	—	29,411
	2024年度	2,461	2,161	8,778	5,340	6,463	4,962	—	30,167
株 式	2023年度	—	—	—	—	—	—	107	107
	2024年度	—	—	—	—	—	—	107	107
外 国 証 券	2023年度	300	1,398	1,598	1,669	590	5,018	1,800	12,377
	2024年度	699	1,386	1,275	1,520	1,048	4,234	2,017	12,183
そ の 他 の 証 券	2023年度	195	534	577	187	—	—	1,819	3,314
	2024年度	—	174	611	92	300	—	2,544	3,723

売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものについては該当ありません。

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2023年度	2024年度
国 債	債	13,825	16,023
地 方 債	債	13,541	10,014
短 期 社 債	債	—	—
社 債	債	30,567	31,221
株 式	式	107	107
外 国 証 券	券	13,284	13,164
そ の 他 の 証 券	券	3,232	3,050
合 計		74,558	73,581

預証率

(単位：%)

区分	期別	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率		38.05%	37.46%
期 中 平 均 預 証 率		39.92%	39.62%

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	100	100	0
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	100	97	△ 2
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	50	49	△0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	150	147	△ 2
合 計		-	-	-	250	247	△ 2

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	16,376	16,249	127	2,992	2,987	5
	国 債	2,137	2,077	59	515	512	2
	地 方 債	8,263	8,233	30	1,060	1,059	0
	社 債	5,975	5,938	37	1,417	1,414	2
	そ の 他	4,527	4,291	236	3,734	3,558	175
	小 計	20,904	20,540	364	6,727	6,546	180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	38,288	40,443	△ 2,154	49,182	53,710	△ 4,528
	国 債	11,889	12,963	△ 1,074	13,927	16,119	△ 2,191
	地 方 債	2,963	3,147	△ 184	6,555	7,030	△ 474
	社 債	23,435	24,331	△ 896	28,699	30,561	△ 1,861
	そ の 他	11,158	12,040	△ 882	12,167	13,412	△ 1,244
小 計	49,446	52,484	△ 3,037	61,350	67,123	△ 5,772	
合 計		70,351	73,024	△ 2,672	68,078	73,669	△ 5,591

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	107	107
信金中金出資金	964	964
その他の出資金	1	1
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	5	3
合 計	1,078	1,076

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
526	26	521	12

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取引金融機関から提示された価格に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託については該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

貸倒引当金に関する指標

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	126	100	-	126	100
	2024年度	100	64	-	100	64
個別貸倒引当金	2023年度	1,122	1,073	-	1,122	1,073
	2024年度	1,073	1,063	25	1,047	1,063
合計	2023年度	1,249	1,174	-	1,249	1,174
	2024年度	1,174	1,127	25	1,148	1,127

貸出金償却に関する指標

貸出金償却

(単位：千円)

2023年度	-
2024年度	-

報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	66

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」57百万円、「賞与」6百万円、「退職慰労金」3百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に繰り入れた役員退職慰労金の額です。

なお、2024年度は役員賞与の支払いはありませんでした。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に「普通出資に係る会員勘定の額」と「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」等で構成されています。2024年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、普通出資に係る会員勘定の額では地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は、国内基準である4%はもとより、国際基準の8%をも大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図れていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や、自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しています。また信用リスクの計測にあたっては、信用リスク計量化システムによりリスク量をベースとした統合的リスク管理態勢を推進しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定実施規程」及び「資産の償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、政府保証等があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該運用にかかるリスクの認識については、市場傾向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付け情報などにより把握するなど適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用管理規程」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適切な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が採用する有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態

勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、リスク管理委員会等にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、自己資本比率規制におけるオペレーショナルリスク相当額算定手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用管理規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る定性的事項の開示状況

定性的事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	
○リスク管理の方針 ・金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。 ・当金庫が行う取引には、預金・貸出金、投資有価証券を中心とした銀行勘定の取引と、マーケット・リスク規制の適用対象であるトレーディング取引があります。金利リスクは、トレーディング取引を含む全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引を計測の対象としております。	
・当金庫では自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは経営計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。また、ポジション額に限度を設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう管理を行っております。市場リスク管理部門である総合企画部では、これらの遵守状況を通じて、市場リスク量全体の評価を行うとともに、市場リスクの状況を毎月開催する「リスク管理委員会」に報告しております。	
○金利リスクの算定手続 ・市場リスク量の統一的な尺度として VaR 法（注1）を採用しているほか、BPV 法（注2）など、取引の特性に応じてリスクを多面的に分析・把握することにより、適切に市場リスクを管理しております。VaR は、投資有価証券は日次、預金・貸出金取引は月次にて計測しております。	
（注1） VaR 計測の主な前提条件 ・観測期間：5年 信頼区間：99% 保有期間：6ヶ月間 ・分散共分散法を採用 （注2） BPV（ベシス・ポイント・バリュー）法 ・金利100bp（1.00%）、200bp（2.00%）の変化により、保有資産（投資有価証券）の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法。	
○ヘッジ等金利リスクの削減方法に関する説明 有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。	
金利リスクの算定手法の概要	
○開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに追加して開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末からの変動に関する説明	金利リスクのうちΔEVE（最大値：上方パラレルシフト）については貸出金残高の減少を主因として前年同期比936百万円減少し、5,894百万円となりました。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（金利リスク（ΔEVE）/自己資本の額）の結果は、閾値である自己資本の額の20%超です
○信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	
○金利ショックに関する説明 ・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、金利リスクの影響を定期的に検証しております。	
○金利リスク計測の前提及びその意味 ・内部管理上、マーケット・リスク規制の適用対象となるトレーディング取引を含めた全体の金利リスクを VaR 法により計測を行っており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。	

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,205	9,429
うち、出資金及び資本剰余金の額	252	264
うち、利益剰余金の額	8,961	9,173
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	100	64
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	100	64
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,306	9,494
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	15
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	136	175
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	150	191
自己資本		
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ) 9,156	9,303
リスクアセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,736	61,877
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額のうち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,282	2,812
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,018	64,690
自己資本比率		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	13.07%	14.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額※2	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	66,736	2,669	61,877	2,475
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※3	62,702	2,508	57,310	2,292
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	13	0	33	1
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	180	7	180	7
我が国の政府関係機関向け	140	5	120	4
地方三公社向け	20	0	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,276	491	13,837	553
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,804	72
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	23,325	933	18,205	728
中小企業等向け及び個人向け	11,227	449	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	3,052	122
トランザクター向け	-	-	124	4
抵当権付住宅ローン	575	23	-	-
不動産取得等事業向け	7,687	307	-	-
不動産関連向け	-	-	14,740	589
自己居住用不動産等向け	-	-	5,978	239
賃貸用不動産向け	-	-	5,879	235
事業用不動産関連向け	-	-	2,696	107
その他不動産関連向け	-	-	186	7
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	2,908	116
三月以上延滞等	130	5	-	-
延滞等向け	-	-	1,136	45
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	226	9
取立未済手形	9	0	8	0
信用保証協会等による保証付	236	9	257	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	131	5	-	-
出資等のエクスポージャー	131	5	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	129	5
その他	486	19	-	-
上記以外	6,262	250	2,434	97
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,038	41	1,015	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	134	5	155	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,089	203	1,262	50
②証券化エクスポージャー※3	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	4,005	160	4,567	182
ルック・スルー方式	4,005	160	4,567	182
マナド方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	26	1	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,282	131	2,812	112
BI	-	-	1,875	-
BIC	-	-	225	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イナロ)	70,018	2,800	64,690	2,587

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことでです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポ ー ジャー	延滞エク スポ ー ジャー														
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		2023年度	2024年度																
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度																		
国	内	182,224	180,220	65,002	66,375	58,965	58,875	-	-	420	3,034														
国	外	9,003	9,293	-	-	9,003	9,293	-	-	-	-														
地域別合計		191,228	189,514	65,002	66,375	67,969	68,169	-	-	420	3,034														
製	造	業	10,383	11,380	2,770	2,768	7,613	8,612	-	-	92	576													
農	業	、	116	93	116	93	-	-	-	-	-	5													
漁	業		-	0	-	0	-	-	-	-	-	-													
鉱	業	、	236	295	236	295	-	-	-	-	-	119													
採	石	業	、	4,138	4,888	4,038	4,690	100	198	-	-	143	328												
建	設	業	電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業	6,109	6,140	599	530	5,509	5,610	-	-	-	-
情	報	通	信	業	1,310	1,210	7	7	1,301	1,201	-	-	-	-											
運	輸	業	、	4,921	3,866	585	598	4,334	3,267	-	-	1	18												
卸	売	業	、	5,711	6,059	2,908	3,056	2,802	3,002	-	-	27	268												
金	融	業	、	78,321	76,187	8,086	8,095	14,761	15,828	-	-	-	2												
不	動	産	業	15,915	16,640	13,218	13,641	2,697	2,999	-	-	2	170												
物	品	賃	貸	業	1,250	1,161	149	159	1,100	1,000	-	-	-	159											
学	術	研	究	、	280	248	280	248	-	-	-	-	-	54											
宿	泊	業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
飲	食	業		672	757	672	657	-	100	-	-	-	118												
生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	、	娛	楽	業	1,106	775	905	575	200	200	-	-	-	18			
教	育	、	学	習	支	援	業	121	96	121	96	-	-	-	-										
医	療	、	福	祉	2,386	2,457	2,386	2,457	-	-	-	-	87	515											
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	1,908	2,188	1,905	2,086	-	100	-	-	26	90								
国	・	地	方	公	共	団	体	等	35,097	33,357	7,548	7,309	27,548	26,048	-	-	-	-							
個	人		18,461	19,006	18,461	19,006	-	-	-	-	-	-	39	587											
そ	の	他		2,777	2,700	-	0	-	-	-	-	-	-	-											
業種別合計		191,228	189,514	65,002	66,375	67,969	68,169	-	-	420	3,034														
1	年	以	下	36,764	36,109	4,503	5,310	6,487	6,251	-	-														
1	年	超	3	年	以	下	34,725	28,573	2,613	2,938	8,485	3,994	-	-											
3	年	超	5	年	以	下	11,248	17,565	3,649	3,897	4,597	10,666	-	-											
5	年	超	7	年	以	下	15,137	14,372	5,278	5,261	9,858	9,110	-	-											
7	年	超	10	年	以	下	23,688	24,555	8,224	8,483	14,461	15,069	-	-											
10	年	超		65,738	64,254	40,656	40,173	24,078	23,077	-	-														
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	3,926	4,083	77	311	-	-	-	-								
残存期間別合計		191,228	189,514	65,002	66,375	67,969	68,169	-	-	-	-														

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には仮払金、現金、その他資産等が含まれます。

5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. II-19 に記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用	2023年度	2024年度	その他	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	229	222	222	211	-	2	229	222	222	211	-	-
農 業、林 業	7	8	8	5	-	-	7	8	8	5	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	166	172	172	175	-	-	166	172	172	175	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	133	112	112	107	-	2	133	112	112	107	-	-
金 融 業、保 険 業	12	12	12	12	-	-	12	12	12	12	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	4	2	2	2	-	-	4	2	2	2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	323	303	303	312	-	-	323	303	303	312	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	42	40	40	34	-	5	42	40	40	34	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	202	194	194	198	-	14	202	194	194	198	-	-
合 計	1,122	1,073	1,073	1,063	-	25	1,122	1,073	1,073	1,063	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	1,315	-	1,315	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,646	-	23,646	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	67	-	67	-	33	50
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	15,302	3,000	15,302	300	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,215	-	2,215	-	180	8
我が国の政府関係機関向け	1,578	-	1,578	-	120	7
地方三公社向け	200	-	200	-	40	19
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62,034	-	62,034	-	13,837	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,014	-	6,014	-	1,804	29
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	35,115	2,749	34,750	576	18,205	51
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,471	7,897	6,212	532	3,052	45
トランザクター向け	-	5,707	-	345	124	36
不動産関連向け	28,210	-	28,013	-	14,740	52
自己居住用不動産等向け	14,706	-	14,624	-	5,978	40
賃貸用不動産向け	10,371	-	10,294	-	5,879	57
事業用不動産関連向け	2,821	-	2,782	-	2,696	96
その他不動産関連向け	311	-	311	-	186	59
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	2,908	-	2,908	-	2,908	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,070	113	1,023	11	1,136	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	340	-	340	-	226	66
取立未済手形	41	-	41	-	8	19
信用保証協会等による保証付	3,889	12	3,889	1	257	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	129	-	129	-	129	100
合計					54,876	

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	2024年度																
現金	1,315																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,646																
外国の中央政府及び中央銀行向け													67				
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	15,602																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け		2,215															
我が国の政府関係機関向け		1,578															
地方三公社向け				200													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				48,734		13,098							201				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						6,014											
カバード・ボンド向け																	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	50			9,906									15,619				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け												345					
トランザクター向け												345					
不動産関連向け				2,014	1,069	4,473	7	1,077		1,850	3,041	1,816			2,758		
自己居住用不動産等向け				2,014	1,069	3,098	7			1,850		1,816					
賃貸用不動産向け						1,375		1,077			3,041				2,447		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																311	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													217				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形				41													
信用保証協会等による保証付	1,313	2,577															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	41,928	6,371		60,897	1,069	17,572	7	1,077		1,850		3,386	17,922		2,758		

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金																1,315
我が国の中央政府及び中央銀行向け																23,646
外国の中央政府及び中央銀行向け																67
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																15,602
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																2,215
我が国の政府関係機関向け																1,578
地方三公社向け																200
金融機関、第一金融商品取引業者及び保険会社向け																62,034
第一金融商品取引業者及び保険会社向け																6,014
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		901		7,643			1,205									35,327
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		5,249					1,150									6,745
トランザクター向け																345
不動産関連向け	5,173	796			890			1,625	1,389	24		4				28,013
自己居住用不動産等向け	4,699	69														14,624
賃貸用不動産向け		727						1,625								10,294
事業用不動産関連向け	473				890				1,389	24		4				2,782
その他不動産関連向け																311
A D C向け																
劣後債権及びその他資本性証券等												2,908				2,908
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							213					604				1,035
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							340									340
取立未済手形																41
信用保証協会等による保証付																3,891
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													129			129
合計	5,173	6,947		7,643	890		2,909	1,625	1,389	24		3,517	129			185,093

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 ^{※1、※7} (%)	エクスポージャーの額 ^{※2～※5}	
	2023年度	
	格付適用有り ^{※6}	格付適用無し
0%	-	47,641
10%	-	5,678
20%	12,407	61,529
35%	-	1,594
50%	23,994	59
75%	-	10,333
100%	3,809	23,781
150%	-	345
250%	-	53
1250%	-	-
その他	-	-
合計	191,228	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	132,875	4,851	10	133,255
40%～70%	30,604	4,504	10	30,773
75%	4,264	1,493	10	4,162
80%	-	-	-	-
85%	7,366	2,265	24	7,544
90%～100%	5,026	600	10	5,005
105%～130%	3,052	-	-	3,039
150%	3,446	55	11	3,409
250%	191	-	0	191
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	6,333	-	-	6,333
合計	193,161	13,771	12	193,715

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	513	639	13,300	7,933	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,077	1,077	1,076	1,076
合 計	1,077	1,077	1,076	1,076

(注) 1. 上場株式等は、上場株式のほか上場投資信託 (ETF) 等です。

2. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

3. 本項目の記載対象となるエクスポージャーには「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付けにある取引として計測された部分は含めておりません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,660	6,333
マンデート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	5,894	6,830	0	12				
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 53	△ 66				
3	ステーブ化	4,858	5,598						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	654	730						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	5,894	6,830	0	12				
		ホ				へ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	9,303				9,156			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

リスク管理強化への取組みについて

リスク管理基本方針

金融の自由化、国際化、IT化等が進展するなか、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しております。こうした中で、地域経済への貢献を実践しつつ、金融機関経営の健全性を維持していくためには、適切かつ有効なリスク管理が不可欠となります。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理規程」や「各リスク管理要領」に則り、適切に管理・運営を行うことにより健全経営に努めております。

(1)健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の統合的管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。

(2)適切なリスク管理

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理しております。

(3)安定収益の確保

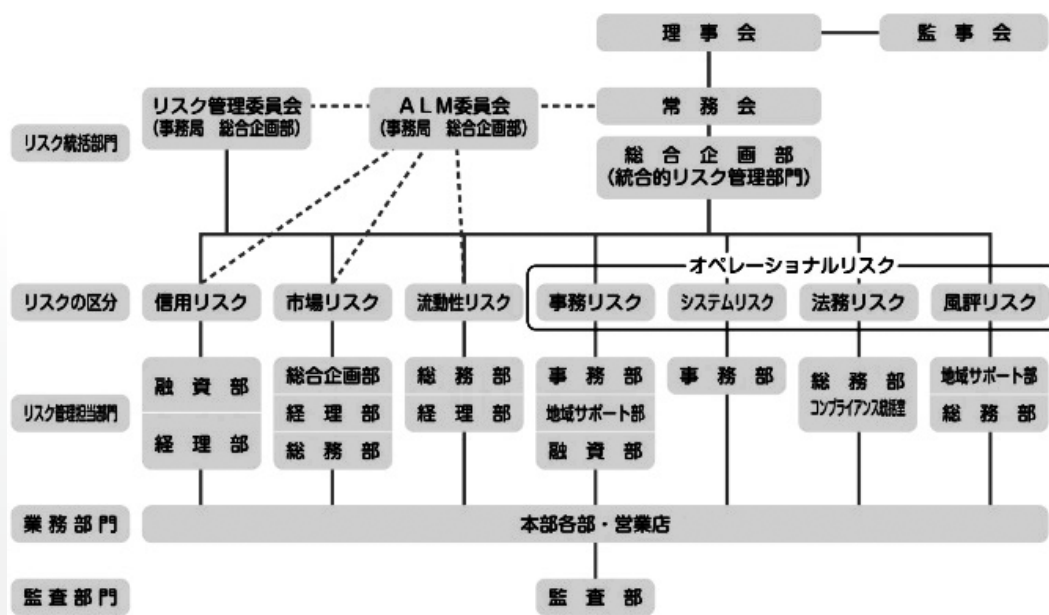
当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

リスク管理体制

当金庫のリスク管理体制は、理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常務会を意思決定監督機関と位置づけ、各種リスクを統合的に一元管理する「統合的リスク管理部門」を総合企画部としております。また、資産・負債を総合管理し運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とし、組織的横断的なリスク管理を実践しております。さらに、リスクの顕在化を防止・抑制するとともに、将来予想されるリスク量を測定し、能動的にリスクコントロールしていく「リスク管理委員会」により、統合的リスク管理態勢を構築しております。

業務部門から独立した監査部は、当金庫全体のリスク管理状況について内部監査を行い、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかを検証・評価し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行っております。また、会計監査人による定期的な外部監査も受けております。

体 制 図



統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当金庫が抱える各種リスクを共通の枠組みで定量的に把握・合算し、経営の健全確保のため自己資本(経営体力)に見合ったリスクコントロールを行うことです。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、外国為替等の相場が変動することにより保有する金融商品の時価が変動し損失を被るリスクのことです。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢変化等で通常より高い金利で資産調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

オペレーショナルリスク管理

【事務リスク管理】

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤操作といった障害に伴う損失、サイバー攻撃による個人情報の漏えいや改ざん不正使用等により、損失を被るリスクのことです。

【風評リスク管理】

風評リスクとは、金融機関等業界の動向に対する評判の悪化等がお客様などの信用不安を招き、その噂により当金庫が損害を被るリスクのことです。

【法務リスク管理】

法務リスクとは、金庫経営・お客様との取引に関して法令・規則等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスクのことです。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている中、当金庫は、その社会的使命と公共性を十分理解し、信用金庫法をはじめ各種関係法令を遵守し日々の業務を適正に運営することが、地域とともに歩む金融機関としての責務であると考えており、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、高い企業倫理と遵法精神に基づいた経営に努めております。

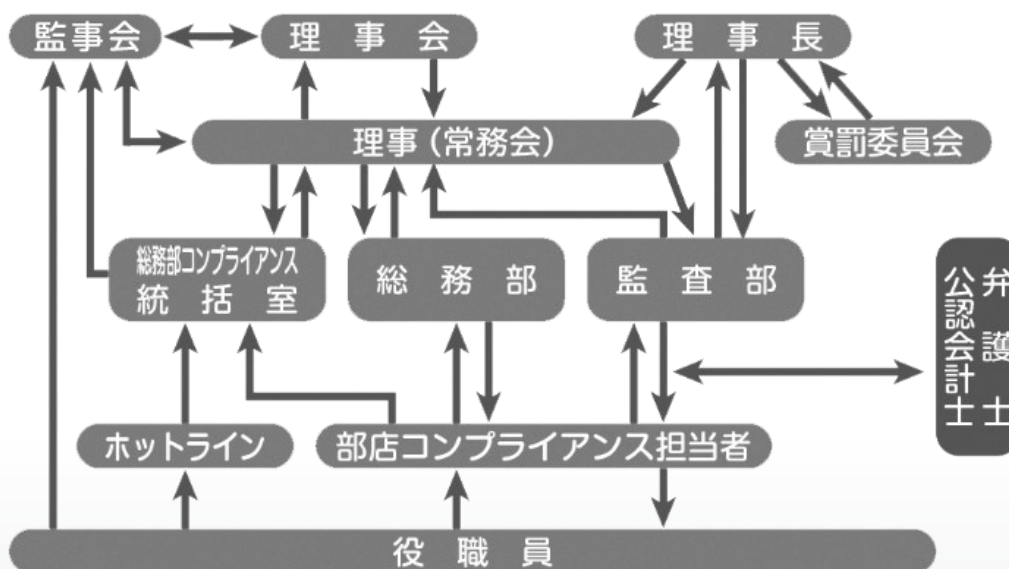
そこで、法令等遵守の徹底を図るため、「吉備信用金庫行動綱領」、「法令等遵守規程」、「公益通報者保護管理規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスプログラムに従って役員から各職員にいたるまで研修を実施するとともに日常においても勉強会を行い、企業倫理の高揚を図っております。また、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に係る態勢の強化を図っております。さらに、これらの態勢を維持するためにコンプライアンス担当理事を中心として、本部に総務部コンプライアンス統括室を置き、本部および各営業店にはコンプライアンス担当者を配置し、報告、指示がスムーズに行われるようにしております。

吉備信用金庫行動綱領（序文）

吉備信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展②豊かな国民生活の実現③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力してきた。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。

コンプライアンス体制



コンプライアンスの実践に係る基本方針

①信頼の確保

吉備信用金庫は、地域金融機関としてその公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全で効率的な業務運営を通じて、地域社会から揺るぎない信頼を確保する。

②誠実かつ公正な企業活動の遂行

吉備信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

③透明な経営の徹底

吉備信用金庫は、経営情報を公正かつ適時適切に開示し、透明な経営に徹する。

④反社会的勢力の排除

吉備信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては確固たる信念をもってこれを排除する。

⑤高い社会的評価の実現

吉備信用金庫は、人間性を尊重した経営を行うとともに、新しい社会的ニーズに的確に対応し社会に高く評価される企業を目指す。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども吉備信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

説明責任態勢・苦情等に係る態勢について

与信取引に関する説明態勢

当金庫では、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る取扱規程」を制定し、お借入を申し込まれる方はもとより、その保証をしていただく方及び担保提供していただく方に対しましても、契約内容につきましてご理解とご納得が得られるようにご説明しております。

一般のご融資のお取引にあたって基本となる「信用金庫取引約定書」については「ご説明書」により、個別の契約書については各契約書に基づきその内容を詳細にご説明するよう努めております。さらに、各契約書の写しを必ずお客さまにお渡しして、ローンご利用者や保証人、担保提供者の方々もいつでも契約内容を確認できるようにしております。

「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る取扱規程」の内容や説明マニュアル等につきましては、勉強会等を実施して理解を深めるとともに、その徹底を図っております。

苦情等（苦情・紛争解決措置・ご相談・ご意見等）に係る態勢

当金庫では、本部と営業店が一体となってお客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応いたします。金融ADR制度を踏まえ、紛争解決等については、外部仲裁センター等を介して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

【苦情処理措置】

当金庫では、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店または総務部コンプライアンス統括室（電話：0120-03-3062）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫では、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

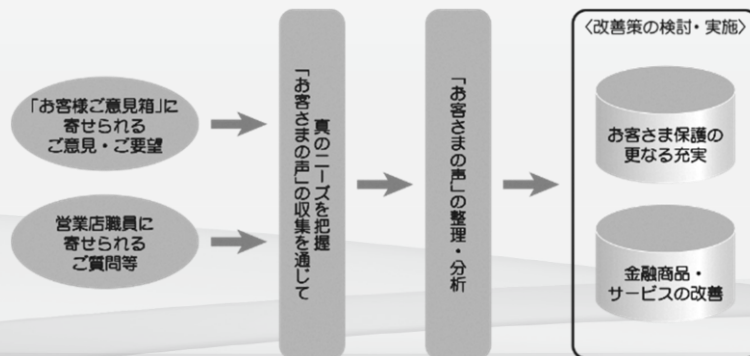
なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。但し、岡山弁護士会は、「移管調停」の利用のみとなります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「岡山弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

【お客さまご意見箱】

お客さまの声を収集することを目的に「お客様ご意見箱」を営業店のロビー・ATMコーナーに設置しております。

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当金庫は、お客さまの真のニーズにお応えし、「お客さま満足度を重視した金融機関経営の確立」を実現すべく、①「お客様ご意見箱」に寄せられるご意見やご要望等の集計、②全営業店職員に対するお客さまから寄せられるご質問やご相談等の内容調査などを通じて、各種経営改善やよりよいサービスをご提供するための具体的取組み策を策定し、実践しております。



顧客保護等管理態勢

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

【金融商品に係る勧誘方針】

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

【取引等の適正性確保への取組み】

当金庫は、金融取引および金融商品・サービスの販売に際し、独占禁止法における不公平取引(優越的地位の濫用)の問題が生じないように取引の適正性確保に万全を期すべく努めております。

「個人情報保護法」への対応

「個人情報保護に関する法律」が平成17年4月に施行され、私ども金融機関にはお客さまの個人情報について、より一層厳格な管理が求められています。当金庫は、従来より守秘義務の厳守、情報セキュリティの強化など、お客さまに関する情報の適切な管理に努めており、引き続き、情報管理体制の充実・強化に取り組むとともに、すべての役職員が、個人情報保護の重要性を認識し、情報の漏えいや紛失等の防止に努めてまいります。

【安全管理措置への取組み】

- 個人情報を正確・安全に取扱うための様々な規程を制定し、職員等に対する教育等を実施するなどして、全役職員がお客さまの情報を適切に保護・管理するよう努めております。
- お客さまの個人情報を不正利用・盗難等の犯罪から守るため、コンピュータシステムに対するアクセス制限、操作記録、外部媒体使用制限等に関するセキュリティソフトの積極的な導入に努めております。
- 個人情報の保護、管理態勢が適正であるか、適正な個人情報の取扱いであるかを自ら点検し、また、専門部署により監査する体制を整備しております。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等保護に関する相談窓口】

吉備信用金庫 総務部コンプライアンス統括室

住 所：〒719-1131

岡山県総社市中央2丁目1番1号

受付時間：営業日の9:00~17:00

電 話：0120-03-3062

F A X：0866-93-9438

E-mail：comp01@kibishin.co.jp

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部を総務部コンプライアンス統括室とし、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的な研修を実施し、役職員のマネロン等に対する知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

昭和 25 年 10 月	吉備信用組合誕生 初代組合長に井頭康男氏就任	昭和 59 年 11 月	「きびしんレディースサークル」結成
昭和 27 年 4 月	吉備信用金庫に組織変更	12 月	総社西支店開設
昭和 28 年 4 月	足守支店開設	昭和 60 年 3 月	預金量 300 億円突破
昭和 33 年 10 月	本店新築移転	昭和 61 年 8 月	東支店開設
11 月	足守支店移転	昭和 62 年 6 月	本店営業部リニューアルオープン
昭和 35 年 5 月	高松出張所開設	平成 2 年 4 月	預金量 500 億円突破
昭和 38 年 3 月	真備出張所開設 預金量5億円突破	12 月	総社西支店新築移転
昭和 40 年 3 月	預金量 10 億円突破	平成 3 年 11 月	倉敷庄支店開設
8 月	美袋出張所開設	平成 6 年 5 月	第4代理事長に渡邊芳郎氏就任
昭和 41 年 5 月	第2代理事長に藤田徳二郎氏就任	12 月	真備支店リニューアルオープン
昭和 42 年 3 月	真備出張所支店昇格新築移転	平成 7 年 11 月	西部支店開設
昭和 45 年 3 月	預金量 30 億円突破	平成 8 年 12 月	預金量 800 億円突破
11 月	高松出張所支店昇格新築移転	平成 11 年 5 月	本店営業部リニューアルオープン
昭和 46 年 12 月	預金量 50 億円突破	平成 12 年 10 月	創立 50 周年記念式典
昭和 47 年 7 月	本店新築移転	11 月	きびの里支店開設
昭和 49 年 12 月	預金量 100 億円突破	平成 14 年 6 月	第5代理事長に守屋正八郎氏就任
昭和 51 年 10 月	足守支店新築移転	平成 15 年 6 月	預金量 1,000 億円突破
昭和 53 年 6 月	「吉備校友会」結成	平成 18 年 11 月	高松支店新築移転
11 月	「きびしん杉の子会」結成	平成 22 年 6 月	第6代理事長に平田周志氏就任
昭和 54 年 4 月	第3代理事長に葛原淳司氏就任	平成 22 年 11 月	一宮支店新築移転
12 月	預金量 200 億円突破	平成 25 年 6 月	預金量 1,500 億円突破
昭和 55 年 3 月	美袋出張所支店昇格新築移転	平成 28 年 2 月	総社西支店新築移転
昭和 56 年 3 月	一宮支店開設	平成 29 年 4 月	総社市指定金融機関業務取扱開始
昭和 57 年 4 月	「吉備年輪の会」発足	平成 30 年 6 月	第7代理事長に清水宏之氏就任
12 月	川辺支店開設	令和 1 年 5 月	真備支店、川辺支店リニューアルオープン
		令和 3 年 3 月	東支店移転(きびの里支店内)
		令和 3 年 5 月	「S-スタ」オープン

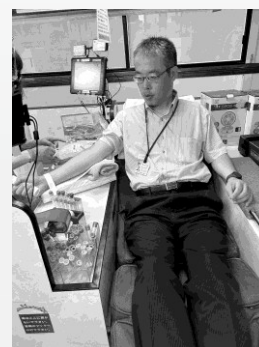
1 年間の出来事

2024 年

- 4 月 入庫式 新入職員 7 名入庫
- 5 月 クールビズ実施
- 6 月 総社市内「クリーン作戦」に参加
「信用金庫の日」感謝デーの開催
第 74 回通常総代会の開催
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会へ災害備蓄品の提供
認知症予防セミナーの開催
献血活動「本店営業部」
- 7 月 「そうじゃスタートアップサポート」制度の開始
- 8 月 「総社市民祭り」への参加
- 9 月 「岡山県しんきん合同ビジネス交流会」の開催
- 10 月 総社ファイヤーセービング大会に出場
創立記念相談会の実施
- 11 月 総社市内「クリーン作戦」に参加
防火訓練の実施
献血活動「本店営業部」
- 12 月 「住もうそうじゃうまいものマルシェ」の開催
常盤小学校「金融のお仕事」の授業を担当
SOJA イルミネーション 2024 に参加



入庫式



献血

2025 年

- 2 月 そうじゃ吉備路マラソンに参加(ランナー及びボランティア)